

花巻市定住促進住宅取得等補助金を拡充しました

農業従事者の移住を支援します

花巻市定住促進住宅取得等補助金(以下、住宅取得等補助金)は、移住者が本市で住宅を取得した場合や、空き家バンクを利用して空き家を取得・賃借した場合に、引っ越しや改修に係る経費を支援する制度です。

同補助金制度の交付対象を拡充し、農業従事のため本市に移住する場合も対象に含めました。

農業に従事する予定の場合 県内の人も対象に

これまで対象者は県外からの移住者のみでしたが、農業に従事する予定であれば県内からの移住者にも制度を適用します。

※市外からの転入に限ります

農業研修者を支援します

市では、5月17日から住宅取得等補助金とは別に、市内の農家で農業研修を受ける移住者を対象に、農業研修期間(2年以内)の家賃を補助する制度を開始しています。

農業研修を修了した人は、最大2年間の家賃補助を受けた後、1年以内に市内の住宅や空き家を取得すれば、住宅取得等補助金の支援も受けられます。

新築・建売住宅の取得に補助

これまで新築・建売住宅を取得した場合の補助金交付対象は県外から移住した「子育て世帯のみ」としていました。この交付対象に「農業に従事する予定で移住した人」を追加しました。

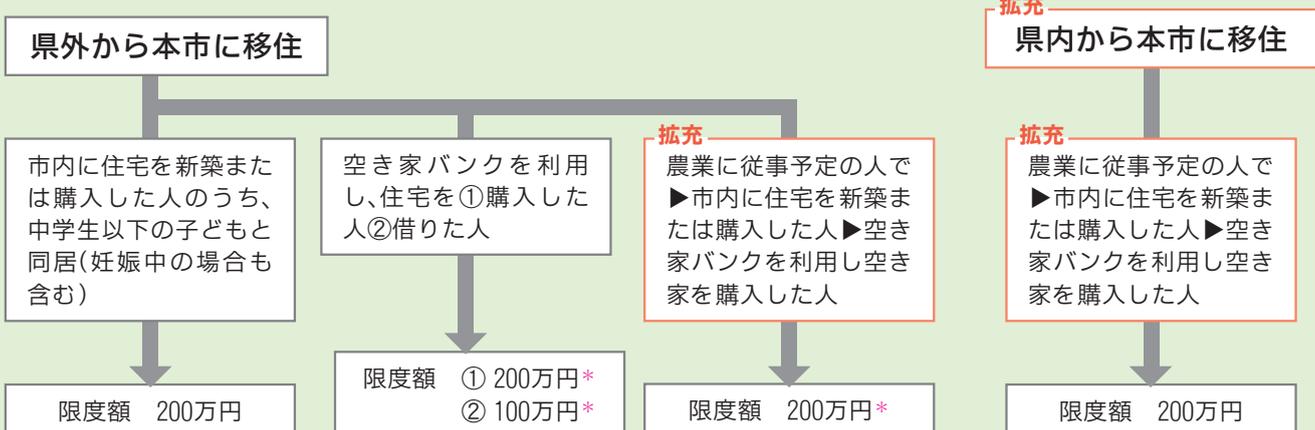
*県でも空き家バンクを利用した県外移住者の住宅取得等のリフォーム補助を行う「移住促進事業費補助金」を開始しています。同補助金は、市の住宅取得等補助金と併用できます。詳しくは左記へ

【問い合わせ】

本庁定住推進課

(☎)24・2111 内線214

◆住宅取得等補助金の概要



※補助対象経費合計額の2分の1を限度額内で補助します

*県の移住促進事業費補助金の対象となる場合、限度額に最大20万円が加算されます